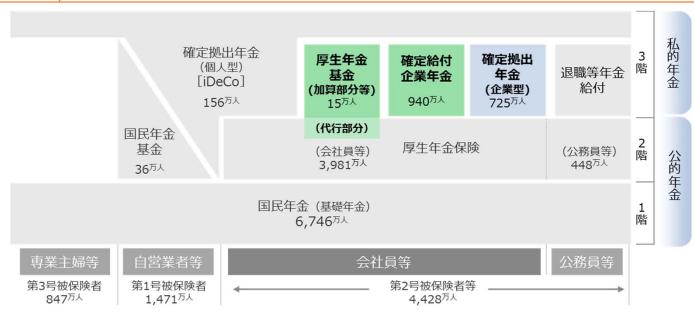
確定拠出年金(DC)の導入について

年金制度のしくみ



日本の年金制度は3層の構造となっており、第1層の国民年金と第2層の厚生年金(公的年金)、 会社員用の第3層の企業年金(私的年金)で構成されております。

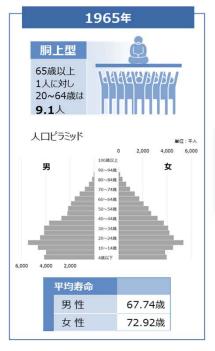


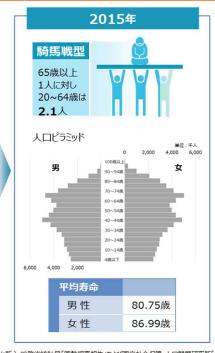
注1:2017年1月1日より確定拠出年金(個人型)の対象範囲が拡大 注2:確定拠出年金(企業型)と確定拠出年金(個人型)は条件付で併用可能 人数は2019年3月現在(確定給付企業年金と確定拠出年金は2020年3月現在) 出所)厚生労働省年金局「平成30年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」、 信託協会「企業年金の受託概要」「確定拠出年金(企業型)の統計概要」、 国民年金基金連合会「国民年金基金制度の事業概要」、「iDeCo公式サイト」

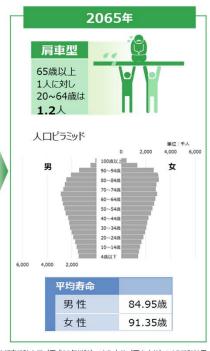
2 少子高齢化の進展



我が国の人口構造は急速な変化を遂げており、今後も少子高齢化の傾向は続いていくものと考えられております。







出所)総務省統計局「国勢調査報告」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)による推計結果

3

公的年金の現状と高齢期の収支状況



- 少子高齢化の進展により公的年金の支給開始年齢の引き上げや支給水準の引き下げ等の措置 が図られております。
- 公的年金のみの収入では、高齢期の資金に不足が生じる可能性があります。

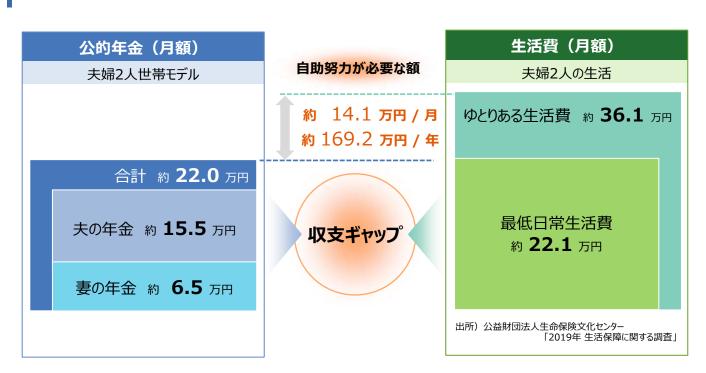
公的年金の支給開始年齢

● 老齢基礎年金の支給開始年齢 : 65歳

老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢: 下表のとおり

生年月日		د <u>٠</u> ٠%	C 4 445	۲2 / -	۲٦ / =	C 4+ 5	C = +=
男子	女子	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
~ 昭28.4.1	~ 昭33.4.1	•					
昭28.4.2~30.4.1	昭33.4.2~35.4.1		•				
昭30.4.2~32.4.1	昭35.4.2~37.4.1			•			
昭32.4.2~34.4.1	昭37.4.2~39.4.1				•		
昭34.4.2~36.4.1	昭39.4.2~41.4.1					•	
昭36.4.2~	昭41.4.2~						•

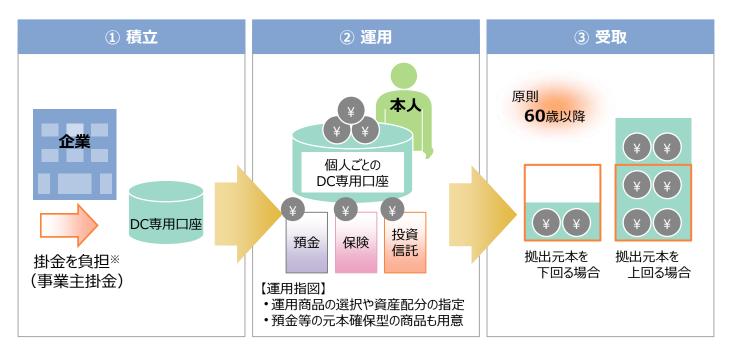
高齢期の収支状況



4 確定拠出年金(DC)のしくみ



- ① 企業が負担する掛金が、
- ② 個人ごとのDC専用口座に積立られ、従業員の皆さまが運用して、
- ③ 柔軟かつ効率的に高齢期に向けての資産形成をしていく制度です。



※ 勤続年数別掛金

勤続年数	掛金
3年未満	3,000円
3年以上10年未満	5,000円
10年以上	10,000円

主な特徴

- 事業主掛金は非課税でDC専用口座に積立られます。
- 利息等の運用収益も非課税です(特別法人税は現在凍結中です)。
- 受取時は、原則「退職所得控除」「公的年金等控除」の対象となり税制優遇が受けられます。
- 在職中の管理費用は、原則として企業が負担します。
- 運用次第で将来の受取額が変動します(個人ごとに異なります)。
- 受取りは原則60歳以降です。

ご自身でも積立を希望する方は<mark>個人型DC(iDeCo</mark>)を活用いただけます。 (詳しくは10~11ページをご参照ください。)

確定拠出年金(DC)の運用商品

元本確保型

商品分類	商品名称	商品提供会社
預金	りそな据置定期預金< フリーポケット401k >	りそな銀行
	埼玉りそな据置定期預金< フリーポケット401k >	埼玉りそな銀行

元本確保型以外

商品分類	商品名称	運用スタイル	信託報酬 (消費税込)	信託財産 留保額
	Smart-i 8資産バランス 安定型	パッシブ	0.1760%	
	Smart-i 8資産バランス 安定成長型	パッシブ	0.1980%	
	Smart-i 8資産バランス 成長型	パッシブ	0.2200%	
資産分散	りそなターゲット・イヤー・ファンド 2030	パッシブ	0.2750%	
	りそなターゲット・イヤー・ファンド 2040	パッシブ	0.3300%	
	りそなターゲット・イヤー・ファンド 2050	パッシブ	0.3850%	
	りそなターゲット・イヤー・ファンド 2060	パッシブ	0.4400%	
国内債券	Smart-i 国内債券インデックス	パッシブ	0.1320%	無し
	シュローダー年金運用ファンド日本債券	アクティブ	0.6490%	
	Smart-i TOPIXインデックス	パッシブ	0.1540%	
国内株式	年金積立 Jグロース	アクティブ	0.9020%	
从日佳米	Smart-i 先進国債券インデックス(為替ヘッジなし)	パッシブ	0.1870%	
外国債券	ラッセル・インベストメントDC外国債券 F (運用会社厳選型)	アクティブ	0.8030%	
从同批士	Smart-i 先進国株式インデックス	パッシブ	0.2200%	
外国株式	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド(DC向け)	アクティブ	1.4630%	

6 今後のスケジュール(予定)

2021年 4	月~	制度内容等の説明		
2021年 6月		投資教育の実施(動画)		
		DC専用口座の開設(加入者の皆さまへの通知あり)		
2021年 7	7月	制度の発足		
		DC運用商品の指定(掛金の運用の方法及び割合の指定)※1		
2021年 8.	月25日	DC初回掛金(7月分)の払込 ^{※2}		

- ※1 以降、随時変更できます。
- ※2 以降、毎月25日(金融機関の休日の場合は前営業日)にDC掛金(前月分)がDC専用口座に払い込まれます。

確定拠出年金(DC)の給付金



- 給付金には「老齢給付金」、「障害給付金」、「死亡一時金」の3種類があります。
- 老齢給付金の受取りは、原則60歳以降です。
- 60歳以降の生活設計に応じて、受取りの時期や方法を選択することができます。

給付金の種類

	受取の時期	受取の方法	
老齢給付金	原則60歳以降 ● 通算加入者等期間※1が10年未満の場合、 その期間に応じて61~65歳以降 ● 70歳まで据え置き可能	①年金 (5~20年の有期年金または終身年金) ②一時金	
障害給付金	所定の障害状態に該当	③年金・一時金の併用	
死亡一時金	本人が死亡(遺族が受取り)	一時金	

老齢給付金の受取可能年齢

老齢給付金の受取可能年齢は、通算加入者等期間によって異なります。 詳しくは下表をご覧ください。

通算加入者 ()内は新規:	受取可能年齢	
10年以上	(50歳以下)	60歳
8年以上10年未満	(50歳超52歳以下)	61歳
6年以上 8年未満	(52歳超54歳以下)	62歳
4年以上 6年未満	(54歳超56歳以下)	63歳
2年以上 4年未満	(56歳超58歳以下)	64歳
2年未満	(58歳超)	65歳

- ※1 通算加入者等期間とは、次の期間を合算した期間のうち、60歳になるまでの期間のことをいいます。
 - 企業型DC加入者期間(他の企業年金等からの制度移行による通算加入者等期間への算入期間も含む)
 - 企業型DC運用指図者期間
 - 個人型DC加入者期間
 - 個人型DC運用指図者期間
- ※2 過去に通算加入者等期間を有しない方の場合です。
- 注 原則60歳以降(加入者資格喪失後)受取り終了までの運用指図者期間中の手数料(3,876円/年+消費税) は自己負担です。

【制度導入時点において50歳以上の方】

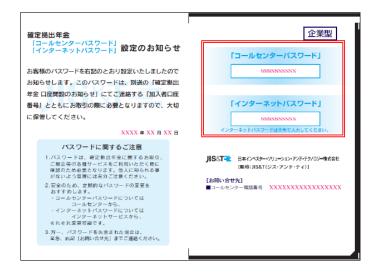
⇒受給開始が61歳以降となるため、確定拠出年金への加入は選択制となります。加入を選択しなかった方には代替措置として事業主掛金累計額を退職一時金として支給します。加入する・しないの希望は2021年5月31日までに総務部まで申し出てください。

(1) 口座開設のお知らせ



• DC制度における"加入者口座番号"(左記見本の赤線囲み部分に記載されます)をお知らせするものです。各種のお手続きやご自身の残高を確認する際に必要となりますので、大切に保管ください。

(2) パスワード設定のお知らせ



• 各種のお手続きやご自身の残高を確認する際に必要となる "パスワード"(左記見本の赤線囲み部分に記載されます) をお知らせするものです。大切に保管ください。

ご参考2 銀河グループ企業型年金規約の概要(案)①

制度発足	2021年7月1日 (初回掛金拠出: 2021年8月25日 < 2021年7月分 >)
運営管理機関 (記録関連機関)	りそな銀行 (再委託先:日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社 <略称JIS&T>)
資産管理機関 (再信託先)	りそな銀行 (再信託先:株式会社日本カストディ銀行)
加入資格	60歳未満の厚生年金被保険者である「正規社員」が採用時(既存の方は制度発足時)に加入者となります。 なお、制度発足時に50歳以上の方については加入を希望する場合に限ります。 (DCへの積立を希望しない場合は基本掛金累計金額を退職時に給付します。)
掛金拠出	各月の掛金が翌月25日に拠出されます。 掛金の月額*1:勤続年数別掛金 ※1:休職期間、育児休業期間、介護休業期間は拠出を中断します。
資産返還	勤続3年未満 での 自己都合 による退職・解雇の場合には、原則として掛金累計相 当額を会社に返還していただきます。
運用の方法	運用商品ラインナップ(14商品)から、個人ごとに運用商品と資産配分の割合を 指定していただきます。
運用指図	初回掛金の拠出前に、指定用紙により運用指図(どの運用商品にどの割合で配分するか指定)をしていただきます。 運用指図は、専用コールセンター、インターネット(スマートフォンにも対応)を通じて、いつでも変更することができます。 各商品間の資産の預け替え(スイッチング)も可能です。
投資教育	加入者の皆さまが適切に運用を行えるように、制度発足時のほか継続的に実施する ことを検討していきます。
残高通知	年2回(3月・9月末日時点)、各人のDC専用口座(個人別管理資産)残高が記録関連機関(JIS&T)より通知されるほか、専用コールセンター、インターネット(スマートフォンにも対応)を通じて、随時照会することもできます。

ご参考2

銀河グループ企業型年金規約の概要(案)②

給付種類	 ・ 老齢給付金:原則として60歳以降*3に、本人からの請求により支給されます。 ・ 障害給付金:所定の障害認定を受けた場合に、本人からの請求により支給されます。 ・ 死亡一時金:本人が死亡した場合に、遺族からの請求により支給されます。 ※3:老齢給付金の受給可能年齢は加入資格の有無や通算加入者等期間に応じて異なります。
給付方法	 老齢給付金: 年金(期間は、5・10・15・20年から選択)又は一時金 障害給付金: 年金(期間は、5・10・15・20年から選択)又は一時金 死亡一時金: 一時金のみ(注) 請求時に、口座残高の一部(25%・50%・75%)を一時金で受取り、残額を年金で受取ることもできます。 年金での受取りは、年2回・4回・6回の中から選択できます。(ただし、給付費用(1回あたり400円+消費税)は自己負担になります。)
退職時等の取扱	60歳未満での退職等による加入者資格喪失の場合には、制度の脱退から6ヶ月以内にDC専用口座の資産を次のとおり移換※4する必要があります。
費用負担	加入者期間中は原則企業が負担しますが、運用指図者期間中(原則60歳以降)、個人型DC移換後の手数料及び特別法人税(現在凍結中)は自己負担になります。

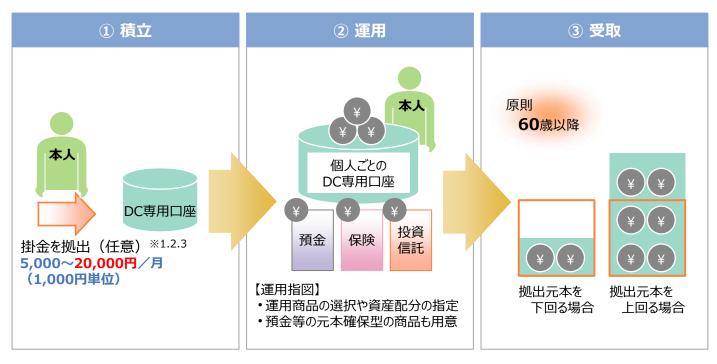
(注) 本規約概要の内容は、今後の検討過程において変更となる場合があります。その場合は皆さまにあらためてお知らせいたします。

ご参考3

個人型DC(iDeCo)のしくみ



- ① 従業員の皆さまが拠出する掛金が、
- ② 個人ごとのDC専用口座に積立られ、従業員の皆さまが運用して、
- ③ 柔軟かつ効率的に高齢期に向けての資産形成をしていく制度です。



- ※1 窓口となる金融機関は本人が選択(当該金融機関に本人が申込)
- ※2 企業型DCプランのDC専用口座とは別々に管理(運用)
- ※3 掛金の変更(原則年1回)や中断(運用指図者への変更)も可能(運用指図者期間も管理費用が発生)

主な特徴

- 掛金は全額が所得控除の対象となり、所得税・住民税の節税効果があります。
- 利息等の運用収益も非課税です(特別法人税は現在凍結中です)。
- 受取時は、原則「退職所得控除」「公的年金等控除」の対象となり税制優遇が受けられます。
- 管理費用(一般的に年額6,000円程度)は、本人が負担します。
- 運用次第で将来の受取額が変動します(個人ごとに異なります)。
- 受取りは原則60歳以降です。

(注) 既に個人型DC (iDeCo) の積立をしている方や専用口座がある方は、企業型DCプラン (管理費用は原則企業が負担) の専用口座に資産を移換することもできます。

個人型DC (iDeCo) の節税効果~掛金拠出による節税効果~

「拠出年額」に「税率(所得税と住民税の合計税率)」を乗じることにより**節税効果**を試算することができます。



拠出月額10,000円(定額)の節税効果~個人型DC(iDeCo)と自己運用~

高齢期に向けての資産形成には個人型DCの利用が有効です。



※個人型DCは、上部を軽減税額累計、下部を運用残高としております。

	5年後	10年後	20年後	30年後	40年後
■個人型 D C	750	1,566	3,422	5,633	8,274
軽減税額累計	120	240	480	720	960
運用残高	630	1,326	2,942	4,913	7,314
自己運用	624	1,300	2,823	4,608	6,700
受取額の差	126	266	600	1,025	1,574

前提条件

- 個人型DC、自己運用ともに10千円/月を拠出するものとしております。
- 運用利回りはともに2%としております。
- 個人型DCの軽減税額累計は所得税10%・住民税10%として計算している概算額になります。
- 自己運用の運用収益に対しては20%課税されるものとしております。
- 個人型DCの給付税制は考慮しておりません。
- ◉ その他、課税方法、満年齢、利回りの計算など一定の前提条件を設定しております。

